

## 宮城県再就職促進奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者（以下「非自発的失業者」という。）の早期再就職を促進するとともに、正社員雇用機会を増大させるため、非自発的失業者を雇い入れた事業主に対し、予算の範囲内において再就職促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「正社員」とは、雇用期間を定めないで雇用されている者のうち、週の所定労働時間が30時間以上のものをいう。

2 この要綱において「計画対象被保険者」とは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であって、公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画の対象となった一般被保険者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者又は同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。以下同じ。）をいう。

3 この要綱において「申請事業主」とは、第3で規定する交付対象者を雇い入れ、奨励金の交付を受けるため、交付申請を行う雇用保険適用事業所の事業主をいう。

### (交付対象者)

第3 奨励金の交付対象とする者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 申請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に計画対象被保険者であり、当該離職日以前に申請事業主と雇用予約を行っていない者
- (2) 当該離職以後、申請事業主による雇入れまでの間に他の事業主の事業所に一般被保険者等として雇用されたことがない者
- (3) 計画対象被保険者として雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがない者
- (4) 雇用保険被保険者としての資格取得義務がある者
- (5) 交付対象者の雇入日から起算して過去1年間に申請事業主の事業所において、職場適用訓練や実習等を受講したことがない者
- (6) 交付対象者の雇入日から起算して過去1年間に申請事業主との関係において、雇用、請負、委任の関係にない者、又は、出向、派遣、請負、委任の関係により当該申請事業主において就労したことがない者
- (7) 雇入日時点で年齢が45歳以上70歳以下であり、宮城県内に居住している者
- (8) 令和3年10月1日以降の雇入れであり、県内の事業所で就労している者

### (交付対象措置)

第4 奨励金の交付については、第5に規定する交付対象事業主が、次の各号のいずれにも該当する措

置をとった場合に交付するものとする。

- (1) 交付対象者を、計画対象被保険者として雇用されていた事業所から離職した日の翌日から起算して3か月を超えて6か月以内に、県内の事業所で正社員として雇い入れること、又は、当該離職日の翌日以降に有期雇用契約で雇い入れ、就業規則等に定める基準により、離職した日の翌日から起算して6か月以内に正社員に移行すること
- (2) 交付対象者を一般被保険者等として雇い入れること
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条又は第10条に規定される被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定される被保険者（社会保険被保険者）としての資格を取得していること
- (4) 第1号から第3号までの規定により雇い入れた交付対象者を、雇入日から起算して6か月経過した日を超えて引き続き正社員として雇用していること

（交付対象事業主）

第5 奨励金の交付対象とする事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当する申請事業主とする。

- (1) 交付対象者の雇入日から起算して過去1年間において、直前に交付対象者を雇用していた事業主との関係が、次のイからハまでのいずれにも該当しないこと
  - イ 両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること
  - ロ 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること
  - ハ その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること
- (2) 次のイからハまでの書類を整備、保管している事業主であること（船員法（昭和22年法律第100号）において整備、保管が義務付けられている書類を含む。以下同じ。）
  - イ 交付対象者の出勤状況が日ごとに明らかにされた出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等（以下「出勤簿等」という。）の書類
  - ロ 交付対象者に対して支払われた賃金について基本賃金とその他の諸手当とが明確に区分されて記載された賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿（以下「賃金台帳等」という。）
  - ハ 離職した労働者（日々雇い入れる者を除く。）の氏名、離職年月日、離職理由等が明らかにされた労働者名簿等の書類
- (3) 交付対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていること（支払期日を超えて支払っていない場合であっても交付決定までに当該賃金を支払った場合は交付対象とする。）
- (4) 交付対象者について、雇入れや人材育成に係る賃金の一部や経費を助成対象とする国又は県の各種助成金等の交付を受けていないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する申請事業主は、交付対象としない。

- (1) 申請事業主が国、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定の適用を受ける地方公共団体が経営する企業を除く。）、独立行政法人通則法（平成11年

法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人であること

- (2) 雇入日の前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者(雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。)を事業主都合による解雇等又は雇止めをした事業主
- (3) 雇入日の前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に、当該交付対象者を雇い入れた事業所で内定取消をした事業主
- (4) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、雇入日の前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に、不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない各種助成金等の交付を受け、又は受けようとする。)をした事業主
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行う事業主
- (6) 交付申請日の前日から起算して1年前の日から交付申請日の前日までの間に労働関係法令の違反(船員に適用される労働関係法令違反を含む。)を行った事業主
- (7) 県税の滞納等、奨励金の交付が適当でないと認められる事業主

(交付額)

第6 奨励金の交付額は、交付対象者1人につき、15万円とする。

(交付限度額)

第7 奨励金の交付額については、同一の雇用保険適用事業所につき一の年度(交付申請日の属する県の会計年度をいう。以下同じ。)に交付対象者5人分を上限とする。

(交付申請の期限)

第8 申請事業主は、第9で定める書類を雇用保険適用事業所ごとに、交付対象者を正社員として雇用した日から起算して6か月経過した日(以下「交付基準日」という。)の翌日から起算して3か月以内に知事に提出しなければならない。

(交付申請書類等)

第9 申請事業主は、第8の期限までに、宮城県再就職促進奨励金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)及び次項に規定する添付書類を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画対象労働者証明書の写し
- (2) 交付対象者の雇用契約書の写し等、雇入日や期間の定めのない労働者として雇用されていること等が分かる書類の写し(労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条で規定する労働条件の明示がされているもの)

- (3) 交付対象者の労働者名簿の写し（労働基準法第107条で規定されているもの）
- (4) 雇入日から交付基準日までの間の、交付対象者の出勤簿等の写し
- (5) 雇入日から交付基準日までの間の、交付対象者の賃金台帳等の写し
- (6) 公共職業安定所長が交付する交付対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- (7) 健康保険被保険者証の写し
- (8) 交付対象者が県内に居住していることが分かる書類の写し（運転免許証等）
- (9) 申請事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類の写し
- (10) 県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書原本（申請日前1か月以内に発行された、「全ての県税」について納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないことの証明）
- (11) 交付対象事業主の要件に該当していることの申立て及び情報提供の取扱いに関する同意について（別記様式第2号）
- (12) 奨励金の振込先口座番号等が分かる書類の写し
- (13) その他知事が必要と認める書類

#### （交付要件の確認）

第10 知事は、第11の奨励金の交付の決定をしようとするときは、当該決定を受けようとする者が第5に規定する交付対象事業主の要件に該当するものであるか、別記様式第3号によりあらかじめ宮城労働局に照会するものとする。

#### （交付の決定）

第11 知事は、第9に規定する交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付が適当と認められるときは別記様式第4号の1により、不適当と認められるときは別記様式第4号の2により申請事業主に通知するものとする。

#### （交付の条件）

第12 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

申請事業主が、国又は県が実施する他の事業において、雇入れに係る目的及び交付対象者が同一となる助成金等を受けた場合など、交付対象者について交付要件に該当しなくなった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

#### （実績報告）

第13 第9に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第11に規定する奨励金の交付の決定の通知は、規則第13条の規定による奨励金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

#### （交付の方法）

第14 奨励金は、規則第13条に規定する補助金等の額の確定後に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15 知事は、交付決定を受けた申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、当該申請事業主に対して別記様式第5号により通知するものとする。

- (1) 奨励金交付の要件に反している事実が認められたとき
- (2) 偽りその他不正な行為によって交付を受け又は受けようとしたとき
- (3) その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき

(奨励金の返還)

第16 知事は、奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に奨励金を交付していたときは、規則第17条の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の規定により返還を命じた場合、当該申請事業主に対し、知事が別に定める書面により通知するものとする。

(書類の提出部数)

第17 この要綱により知事に提出する申請書類等の部数は正本1部とする。

(個人情報の取扱い)

第18 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する当該申請事業主が奨励金の交付申請等を行った場合、当該申請事業主は、交付申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(書類の保管義務)

第19 交付決定を受けた申請事業主は、奨励金に関する書類を、会計帳簿とともに、交付決定日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

(その他)

第20 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月29日から施行し、平成13年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年11月15日から施行し、改正後の再就職促進奨励金交付要綱の規定は、平成13年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行し、平成20年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年11月1日から施行し、平成21年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から施行し、平成22年度予算に係る奨励金に適用する。但し、平成22年4月30日以前に雇い入れた対象労働者に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度予算に係る奨励金に適用する。但し、平成28年5月31日以前に雇い入れた対象労働者に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成28年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る奨励金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。